

A Case Study on “the Media Studies” of Citizenship as a subject

Masao YOSHIDA

I 問題の所在

「メディアは、われわれが社会をどのように見るか・感じるかにおいて重要な役割を果たしている。ことに議会など政治制度についてのわれわれの見方・感じ方に与える影響は極めて大きい。したがって、メディアの今日的状況について考えたり話し合ったりすることは、独立の科目として行われるにせよあるいは歴史や地理の一部として行われるにせよ、シチズンシップ教育において中心となるものである¹」。英国のハーパー・コリンズ出版社がシチズンシップ学習のトピック・ブックとして出した本の中に見られる一節である。

日本の学習指導要領（社会科）においてメディア学習は、このような高い地位を与えられているだろうか。学会誌には先進的な研究論文が掲載され商業雑誌にはメディアリテラシー関係の授業実践が少なからず掲載される。それにもかかわらず、答えは否である。

本論は、英国の教師の間で高い評価を勝ち得ているというテキストブック² *THIS IS Citizenship 1* 「メディア単元」の内容構成とその特質を明らかにすることを目的としている。将来メディア学習をわが国社会科カリキュラムに本格的にとりいれるときの参考資料の一つとしたいからである。

特質等を明らかにするために、比較という方法をとる。比較対象は、シチズンシップという教育領域が誕生する以前から、英国で実践されていた単独コース「メディア学習」である。同じようにメディアを学習対象としながらも、科目としての独自性をそれぞれが持っているゆえに重ならない学習領域があると予想し、その部分こそがシチズンシップの学習として付加されたあるいは新たに設けられた部分であると考えようというのである。

これまでシチズンシップという教科がどのようなものであるか、主として教科理念のレベルで論じられてきた。それによって、シチ

ズンシップ科が、わが国の社会科と同じく「民主主義社会の構成員たる市民」を育成することを目的として設定された教科であることが明らかにされた³。またそのカリキュラム構成原理は基本的にはNCCの「市民性のための教育」（1990）と同じくコミュニタリアニズムに立つものでだが、それに対する世論の批判を容れて構成原理のなかに政治的リテラシーの涵養と「グローバルな市民性」を付加したものであることも明らかにされてきた⁴。

またそれとは別に、そのカリキュラム理念をわが国の社会科に適用し社会科の改善を図ろうとする研究もあった⁵。さらにまた社会科という限定をつけず、視野を広げて「人間発達・自己形成」のための教育としてシチズンシップを位置づけ、そこにある人間形成の論理を明らかにしようとする研究もあった⁶。

これらの研究動向を踏まえた上で、広島大学の池野範男を研究代表者とするグループは、シチズンシップ科の制度的研究ともいべきものを行い、シチズンシップ教育の普及・充実にOFSTEAD（仮に、「教育スタンダード維持監視庁」と訳す）やQCA（資格・カリキュラム機構）あるいはLEA（地方教育局）などといった教育関係機関がどのような役割を果たしているのか、教師教育はどのように行われているのかなどを明らかにすることに取り組み、最近その成果を発表した⁷。

本研究は、シチズンシップ教育研究としてみた場合、これらの先行研究とは異なったアプローチをとっている。シチズンシップ科とわが国の社会科とを個々の教材ないしは単元レベルにおいて比較し、民主社会の担い手を

育成する上でシチズンシップ科に倣うべきものを見つけ出そうというのである。

本研究では、そうした教材としてメディア単元をとりあげた。それは次の二つの理由からである。

まず、社会科と比べたときのシチズンシップ科におけるメディア学習の相対的大きさである。わが国の学習指導要領においては、小学校5年生の「情報産業学習」において放送局あるいは新聞社のいずれかが学習⁸されて以降は、情報産業としてのメディアやそれが発信したテキストを分析するなどの学習はみられない。平成10年度版学習指導要領下の中学校教科書（公民的分野）の場合、社会の情報化というテーマを見開き2ページ1時間で扱っているのみである。

これに対してQCAが出したスキーマでは、キーステージ1・2（初等学校段階）の12単元のうち一つが「メディアにおいて：ニュースとは何か」になっている⁹。また中等学校段階のキーステージ3においては、独立科目として設けられたシチズンシップ科の場合、九つの単元が示されており、そのうちの一つがメディアとなっている¹⁰。これらは、「クリックレポート」に示されたシチズンシップの学習内容の一つ「情報を集めるためにメディアやパソコン・インターネットなどを批判的に使えるようにする¹¹」を受けて設けられたものである。

このようにメディア学習がスキーマにおいて独立した単元として示されている関係から、テキストブックにおける充実振りも日本の中学校の教科書をはるかに凌駕するものとなっている。

シチズンシップ科におけるメディア単元をとりあげる今一つの理由は、その学習内容の質の高さが予想されるからである。

英国の場合、次章において詳述するようにカルチュラル・スタディーズの伝統に立った「メディア学習」が単独科目としてあるいは「英

語科」のなかで、長年に亘り実践されてきた。シチズンシップ科のメディア単元はその影響を受けて社会科のメディア関連学習に比べて質の高いものになっていることが予想される。しかも上述したように、シチズンシップ科「メディア学習」としての独自性を盛り込んでいることが予想される。公共圏に生きる市民の育成を念頭においたシチズンシップ科では、メディア単元においてもそうした色彩が濃く表れており、それが従来からある「メディア学習」とは異なったものになっているのではないかということである。

英国のテキストブックに見られるメディア単元も決して完璧なものではない。インターネットやケータイが十分にとりあげられていないからである。しかし、わが国の社会科教科書の現状に比べればはるかに進んでいる。わが国の小学校教科書にもメディアリテラシーの考えを採り入れたものが現れ始めた¹²が、多くは依然として「放送局や新聞社で働く人たちの「より速く、正確に、わかりやすく」情報を送り出す工夫と努力を共感的に理解させる」という学習内容にとどまっている。それは学習指導要領社会科におけるメディアの扱いが小さく、しかも強調されていることがメディアで働く人たちの工夫と努力となっているからである。

学習指導要領と教科書がそうしたものである以上、今日の社会科メディア関連学習の主流もそうしたものになる。たしかにカナダのメディアリテラシー学習に触発されその成果をとり入れた授業も数多くつくられ実践されてきたが¹³、それらは決して主流ではない。むしろ、一部のメディア好きの教師の実践という目で見られかねない状況にある。民主社会においてメディアの果たしている役割の大きさを考えるなら、社会科のメディア関連学習を良質なものに変えていくことは喫緊の課題である。冒頭で見たようにシチズンシップ教育においては、メディア学習は民主主義学

習のために不可欠の契機という考えのもと導入されている。そこで英国の教科書にみられる「メディア」単元を参照し、わが国社会科のメディア関連学習を充実させるための手がかりにしようとするのである。

以下、本論を次のように構成する。まず英国における「メディア学習」の展開とカリキュラム構成原理について論述する(Ⅱ)。これをものさしとして、*THIS IS Citizenship 1*にみられる「メディア学習」の実態と特質を論じる(Ⅲ)。最後に社会科「メディア関連学習」のめざすべき方向及びそのために筆者に残された仕事について述べる(Ⅳ)。

Ⅱ 英国における「メディア学習」について

「メディア学習」を教育課程上のどこに位置づけるべきか。これについて英国には次の五つの考え方がある：

- ①“専門教科目”として
- ②“各教科の一部”¹⁴として
- ③“英語科の一部”として
- ④“情報教育の一部”として
- ⑤“メディア職業科”として

本論では、シチズンシップ科「メディア学習」との相違を析出するためにメディア教育がその内容構成原理に基づいて十全に内容構成が行われているであろう①を見ていく。

1 専門コース「メディア学習」¹⁵の発展

専門コース「メディア学習」は、中等教育高学年や高等教育機関に設けられたコースである。

英国においては、「メディア学習」というコースの出現は、1960年代にまでさかのぼることができる。

1964年の総選挙で政権を握った英国労働党は、およそ8ヵ月後の1965年7月12日、地方教育局に対して教育科学省通達「中等教育の再編」Circular 10/65: THE ORGANIZATION OF SECONDARY SCHOOL

を発し、11歳時試験の廃止と中等教育の総合制化(コンプリヘンシブ化)を命じた¹⁶。11歳時試験の廃止は社会のメリトクラシー化に歯止めをかけようとしたものであり、中等教育の総合制化はこれまで11歳時試験の成績によって学力別に進路を振り分けられていた子どもたちを全員、総合制中等学校Comprehensive Schoolに進学させようとするものであった。いずれも平等な社会を生み出そうとする労働党政府の教育政策であった。その結果、1970年代末には中等学校のコンプリヘンシブ化がほぼ完了した¹⁷。

コンプリヘンシブ・スクールの発足に伴い、そのカリキュラムのなかに生徒が自由に選択できるコースが設けられるようになった。生徒たちは10年生(14歳)になると、選択コースの中からどれか一つを選び2年間学習するのである。さらに、この新しいコースに対応する試験が16歳時統一試験であるGCE(中等教育修了資格試験)やCSE¹⁸にも登場した。

メディア関係コースでは、1960年代後半にはじめて試験科目としてとり扱われるものが生まれた。「映画研究」コースがそれである。

1970年代のはじめには、「コミュニケーション研究」コースや「テレビ研究」コースが誕生し、さらに1970年代半ばには「メディア研究」コースが生まれた。その後、次第に「メディア研究」コースが他を圧していく。'80年代になると、「メディア研究」コースをとる生徒がさらに増加し該コースは着実に成長した。そうした「メディア研究」コースの発展は、大学など高等教育機関に「メディア研究」課程が従来以上に置かれるようになったためである。

1988年に教育改革法が施行されナショナル・カリキュラムが設定されたとき、10の教科目が必修とされた。しかし、そこには「メディア学習」は含まれていなかった¹⁹。それにもかかわらず、「メディア学習」は人気の高いものであった。大学にメディア関係の学位

取得コースが設けられたり、就職コースがおかれたりしたためである。

2 そのカリキュラム構成原理について

ハート Hart、Andrew²⁰ や Buckingham, D. など長年、英国においてメディア教育に取り組んできた人々は、そのカリキュラム構成原理として、「コンセプト」学習 *conceptual understandings* (以下、「メディア理解のための概念学習」とする) を採っている。Buckingham は、これについて次のように述べている²¹。

教科目は、いろいろな視点から定義することができる。たとえば、どのような知識を学ぶことになるのかという視点から定義することもできるだろうし、またどのような技能を身につけることになるのかという視点から定義することもできる。しかし、メディア教育の場合には「メディア理解のための概念学習」という観点から定義するのが一般的になっている。

Buckingham が「メディア理解のための概念」として挙げたのは、「生産」 *Production*、「ことば」 *Language*、「表象」 *Representation*、「情報の受信者」 *Audience* である。Buckingham は、この四つの概念は「従来からあるメディアについて学習する際はいうまでもなく、最新のメディアについての学習についても十全の理論的枠組みを与えるもの²²」であると述べている。

Buckingham は、この四つについてさらにいい説明をしている。以下、それにしたがって見ていくことにしよう。

(1) 「生産」 *Production*²³

この概念を学ぶ目的は「メディアは、情報を生産しそれを売って利潤をあげている」という見方ができるようにすることである。また近年の傾向を踏まえて、グローバルな規模に

メディア産業が膨張し一国規模のメディア産業との力のバランスが変わってきているということも重要な学習内容とされている。

「生産」を学ぶために、さらに技術 *Technologies* や仕事 *Professional Practices* など六つの下位概念²⁴が用意されている。内容の重なりなどに留意してこれらを整理すると、次の四つの概念によってメディアを理解させようとしていることがわかる。

○ メディアの営利企業性：情報を商品として売り、利潤をあげることを目的とした組織であり、経営者やオーナーがいる；商品を売るためにメディア間の連携がある。

○ メディアの公共性：商品として作り出される情報も法規などによって規制されている。しかし、その実効性はどうか。

○ メディアの政治社会性：情報の生産・構成に際して、誰の声が反映され誰の声は無視されるのか；テキストの受け手側は受け取る情報の選択が可能なのか。

○ メディアの情報生産過程：どのような技術によって(技術)、誰がどのように(組織)、テキストを生産しているのか。

上記四つの下位概念を一般的な語に置き換え、視点という語を付しそれぞれの視点からの学習を可能にする主発問も入れて整理したものが、次頁の表1である。

(2) 「ことば」 *Language*²⁵

この概念を学ぶ目的は、意味がどのように作り出されているのかを見る力を育成することである。そのために意味 *Meanings*、制作作法 *Conventions*、約束事 *Codes*、ジャンル *Genres*、選択 *Choices*、連携効果 *Combinations*、技術 *Technologies* など七つの下位概念が設定されている。

Buckingham によれば、「ことば」学習の要諦はメディアが発出している情報(テキスト)が“何らかの意図のもと構成されたものである”・“構成に当たってはメディアに固有

表1. 概念＝「生産」Productionの学習内容

統括目標	メディアは、情報を生産しそれを売って利潤をあげている営利企業である。				
下位概念 (対応概念)	経済学的視点 (営利企業性)	法学的視点 (公共性)	政治社会学的視点 (政治社会性)	技術的視点	組織論的視点
	(情報生産)				
主発問	○メディアは何を売っているのだろうか ○メディアは商品をヒットさせるためにどんなことをするのか	○メディアを規制している法規にはどのようなものがあるのだろうか ○その実効性はどうか	○メディアが作成する情報に大きな影響を及ぼすのはどのような社会集団なのか。そうでない社会集団は何か ○私たちはメディアが流す情報をそのまま受け取るしかないのか	○メディアで働く人たちはどのような技術を駆使して情報を生産しているのか	○どのような人たちがどのように力をあわせて一つの情報を生み出しているのか
学習内容	メディアは情報や電波時間、紙面などを商品として経済活動を行っている企業である。	メディアは法的規制の下に置かれている。その法は公共の福祉や個人の権利等を守るために設けられている。	○メディアは、それ自体が一つの社会的存在であり、ある社会階層や集団の意見を代表している。他方、ほとんど無視されている社会階層や集団もある。	各メディアは、それ独自の技術によって、情報を制作し、配信している。	メディアではいろいろな役割を持った人々が協働して情報を制作し、配信している。

のことばがある”、この二つを学ばせることである。

この二つの学習の要諦のうち、「メディアが発出している情報（テキスト）が“何らかの意図の下、構成されたものである”」に関する学習は、次の概念「表象 *Representation*」のそれと結びついて達成される。そこでこれについては表象 *Representation* のところで「統括目標」として示し、ここでは後者だけを取りあげる。このようにすると、ここに残されるのは「ことば」の歴史と「ことば」の効果、そしてジャンルの三つになる。

「ことば」の歴史として学ぶのは、次の二つである。

- ・ 制作作法＝現在も踏襲されている制作作法はどのようにして定着していったのか
- ・ 約束事＝メディアの約束事はどのようにして確立されたのか

また「ことば」の効果として学ぶのは次の三つである。

- ・ 選択＝「あるカメラ・アングルはどのような効果をもっているのか」といった技法の持つイメージ生成効果
- ・ 連携効果＝「同じ画面でもバックに流れる音楽によって異なった感じを受けることになる」といったことに気づかせるもの
- ・ 技術 *Technologies*＝技術は、意味にどのような影響を与え得るのか

ジャンルとして学ぶのは、「制作作法や約束事は、たとえばニュースとホラー映画とでは異なって用いられているのか」といったものである。そこで単にジャンルでなく「ジャンルの相違」とする。

以上を整理したのが次頁の表2である。

表2. 概念＝「ことば」Languageの学習内容

統括目標	メディアは、情報を生産するに当たって固有の「ことば」を用いて情報を構成している。		
下位概念	「ことば」の歴史	「ことば」の効果	ジャンルの相違
主発問	○現在も踏襲されている制作作法はどのようにして定着してきたのか（制作作法） ○メディアの約束事はどのようにして確立されたのか（約束事）	○ある技法は、どんなイメージを生み出す効果があるか（選択） ○他の技法が併用されたとき、効果にどのような違いが見られるのか（連携効果）	○ジャンルによって、制作作法や約束事は異なるのだろうか。
学習内容	メディアが用いている制作作法や約束事は、長い時間をかけて生み出されてきたものである。	メディアが、メッセージを伝わりやすくするために用いている「ことば」を知り、情報を批判的に読み解く力を育成する。また、効果の複合性に気づく。	メディアが、メッセージを伝わりやすくするために用いているジャンルごとの「ことば」について理解を深め、情報を批判的に読み解く力を育成する。

（3）表象 *Representation*²⁶

メディアはありのままの世界を提示していない。メディア自身が見たもの・思ったこと・伝えたいことなどを切り取って示しているのである。つまり、メディアが発出する情報は、メディアの意図のもとに構成されたものである。

こうした見方ができるようにするために設けられた下位概念は、次の七つである。

本当らしさ *Realism*、真相報道 *Telling the truth*、メディアへの登場 *Presence and absence*（何がメディアによってとりあげられ、何はとりあげられていないか）、事実の歪曲と客観性（メディアが示す世界像などは客観的なものなのか）、ステレオタイプ化、解釈（メディアが流した情報のうち、われわれはあるものは真実だとし、別のあるものは間違いだとする。なぜか）、影響（メディアが流す世界像・人物像などはわれわれの見方に影響を与えているか）。

以上七つのうち、最後の二つはオーディエンスの問題である。そこでこれを除き他の五つを整理すると、次の三つを学習内容だと言えることができる：

- ・客観性の装いの解体（メディアは客観的な事実や真実を伝えているように装っている。したがって、それを脱構築する必要がある）＝本当らしさ *Realism*；真相報道 *Telling the truth*
 - ・表象および価値観の淵源の同定（メディアが客観的だという表象は、誰のものであるかをつきとめる）＝メディアへの登場 *Presence and absence*；事実の歪曲と客観性 *Bias and objectivity*
 - ・ステレオタイプ化（メディアによるステレオタイプの創出と流通過程を探求する）＝ステレオタイプ化 *Stereotyping*
- これらを整理したのが次頁の表3である。

3 単独「メディア学習」のカリキュラム構成原理

前節でみたバッキングのカリキュラム構成原理は、コミュニケーション過程の図式にくくり直すと図1（次頁）のようになる。まず、情報を発信するメディアなどである（図1では「情報の発信者」とした）。これについては「生産」の概念によって学ぶことになっ

表3. 概念＝表象 Representation の学習内容

統括目標	メディアが発出する情報（テキスト）は、メディアの何らかの意図のもと構成されている。		
下位概念	客観性の装いの解体	表象および価値観の淵源の同定	ステレオタイプ化
主発問	○メディアが伝えていることは、事実なのかそれとも誰かの意見（解釈）か	○メディアの言っていることは誰の意見（解釈）と同じか ○メディアがとりあげていない見解はどういうもので、その見解を抱いている人たち（社会集団）は、どういう人々か。	○メディアはどのようにしてステレオタイプを生み出し、浸透させているのだろうか。
学習内容	メディアが伝えていることは事実そのものではない。何らかの見解によって切り取られたものである。たとえ、メディアが客観報道をしているように見せていても。	メディアが伝えているものはメッセージであり、特定の社会集団の見解や価値観が入り込んだものである。	メディアの……のような報道によって、ある社会集団や個人のステレオタイプが生み出される。

ている。次に、メディアによって発信された情報がある。これは図1ではテキストであり、「ことば」と「表象」という概念によって学ばれるようになっている。さらに、情報を受け取る「受信者」（図1では「情報の受け手」とした）があり、これについては「解釈」、「影

響」という概念によって学ばれるようになっている。

次章で、図1及び表1～3にまとめられたことを視点にして *This is Citizenship 1* におけるメディア単元の学習内容を検討し、そこに独自のものは何かを析出しよう。

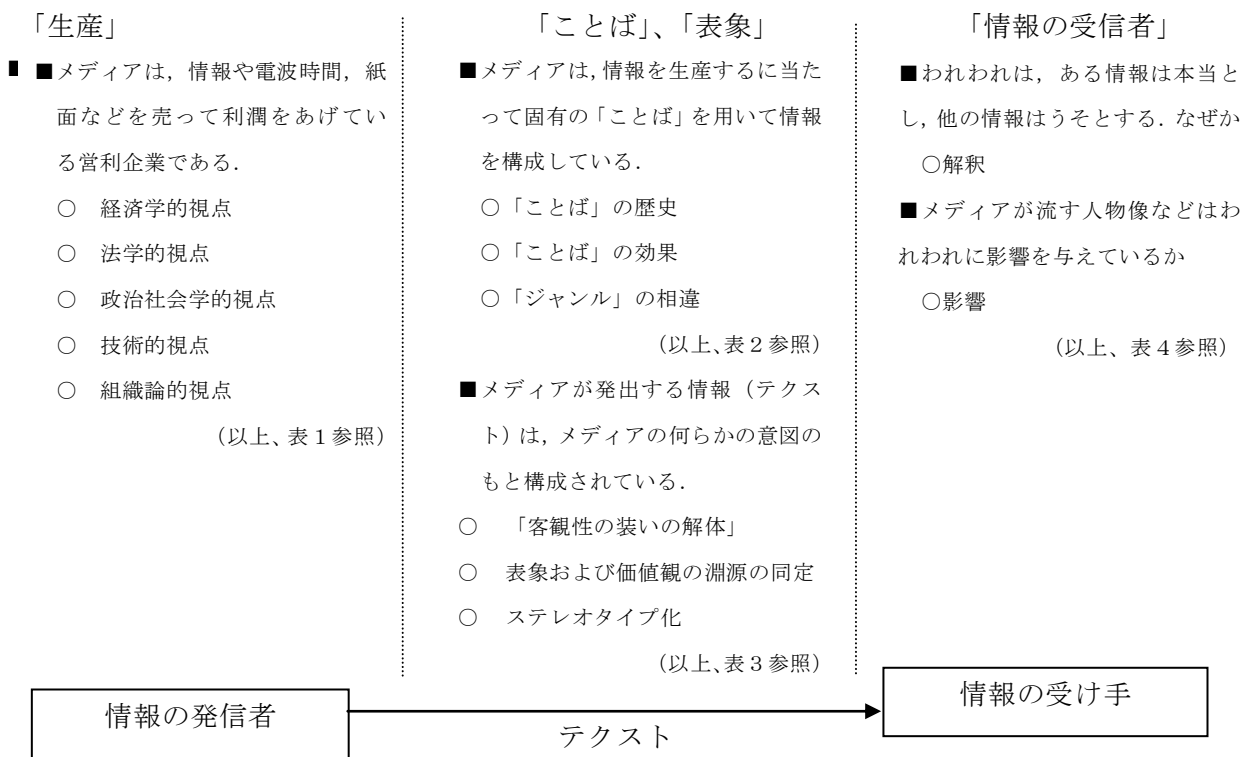


図1 メディア学習の「コンセプト＝概念」

III *This is Citizenship* 1 「メディア単元」

1 単元構成

*This is Citizenship*1 のメディア学習の単元名は、「メディアと社会」である。これは五つの節からなっている (5.1 メディア日記 ; 5.2 広告って信じられるもの? ; 5.3 新聞なら信じられるのだろうか? ; 5.4 写真は信じられるのだろうか? ; 5.5 惑星ホフのメディアを支配しているのは誰か?)。さらにこのあとに「報道の自由」によって現実に起こっている問題を取りあげた発展節²⁷が配置されている。

したがって、単元構成は次のように整理することができる。

- 事象提示 (5.1) : メディアと自分の日常生活との強い結びつきに気づかせることによって、メディア学習に対する興味・関心を惹起する。
- テキスト分析視点の習得 (5.2~5.4) : 広告、新聞、写真といったジャンルの異なるテキストを取りあげ、それぞれのテキストによって、次のようなことを学習させている。
 - ・ 広告 : 生徒にメディアが用いている「ことば」を教え、メディアの意図を解釈する力を育成している (メディアの営利企業性と「ことば」の効果の学習)。
 - ・ 新聞 : メディアは事実そのものを教えているのではないこと (客観性の装いの解体)、メディアの意見の背後には誰かの意見があること (表象及び価値観の淵源の同定)、メディアごとに異なった意見を持っており、メディアも社会勢力の一つである (政治社会学的視点の獲得)
 - ・ 写真 : 写真もどの場面をどのように提示するかで出来事に対して読者が持つ印象が異なる。これに気づかせ (客観性の装いの解体)、さらに「ことば」の効果やメディアが発出する情報の背後にはなんらかの利害を持つ生産者がいることに気づ

かせている (経済的視点の獲得)。

○政治権力とメディアとの関係についての学習 (5.5) : この部分では惑星ホフという仮想世界が設定され、そこにおける政治権力によるメディアに対する諸規制が示され、政治権力とメディアのあるべき関係について子どもたちに考えさせようとしている。

○出版・報道の自由とその問題 (発展節) : この部分では、二つのことが学習内容とされている。一つは、報道の自由によって個人のプライバシーが侵される危険性のあることであり、今一つは政治権力によって報道の自由を規制することの危険性である。すなわち、5.5 の学習を受けて、英国社会においてはメディアをなぜ・どの程度、法によって規制するのがよいのかを具体的に考えさせ、見識を高めようとしている。

このように 5.5 及び発展節には単独「メディア学習」(図 1) にはない学習要素、すなわち“メディアのあるべき姿を考えさせる”というものが見られる。単独「メディア学習」は、図 1 から明らかなように、Why, What, How など、事実に知識や説明的知識に関わる学習内容によって構成されており、いわば社会科学的学习である。ところが、5.5 と発展節の学習は「政治権力とメディアの関係はどうあるべきか」「メディアから個人はどの程度まで守られるべきか」といった「べき論」の学習となっている。社会科学の学習からはみ出しているのである。

以下、節を改めこの点について詳しく見ていく。

2 政治権力とメディア、メディアと個人

① 小単元「惑星ホフのメディアを支配しているのは誰か？」の学習内容

ア) 惑星ホフの社会構成

メディア単元には、惑星ホフのメディアが

誰によって経営されているのか、どのようなルールにしたがっているのかだけが説明されており、惑星ホフの政治体制はどうなっているのか、どのような人々が住んでいるのかなどについての説明はない。

しかし、この單元以前にあるセクション2「人権と公共への責任」やセクション4「中央政府と議会」などにそれらに関する記述がある。それによると、惑星ホフとは過去の英国を非常に単純にモデル化し、さらに多少のフィクションを加えて構成したものである。

惑星ホフには、アップーズ Uppers、キャピトス Capitos、シンカーズ Thinkers、ドゥアーズ Doers、グロンクス Gronks という五つの階級の人々が住んでいる。

アップーズが支配階級である。国民全体に占めるその人口はわずかである。シーザーあるいは“偉大なる人”と呼ばれる女王がその頂点に立ち、惑星ホフの国民の生殺与奪の権を握っている。国政の運営に当たっては、アップーズの中からミニスターと呼ばれる人々が出て、シーザーの政治を扶翼している。

政府には、反政府的な活動をする人々をとりしめるセクロプスという秘密警察がある。秘密警察に捕まり裁判にかけられるとたいていは有罪となり、惑星ホフの衛星に送られ奴隷として働かされる。

シンカーズは、アップーズが惑星ホフを支配し運営するのを援けている階級である。政府に大量に入り込み、各省庁で働いている。また、医者、法律家、知識人となって活躍している。テレビ局にもたくさんのシンカーズが働き、ニュース番組などを制作している。

シンカーズはアップーズが一から十まですべてを決定してしまうことには批判的であり、惑星ホフの在り方について意見を述べたいと思っている。

キャピトスは、過去の英国社会の中小の産業・商業資本家が念頭に置かれて設定されたものである。経済的実力はあるが、社会的評

価はシンカーズの方がはるかに高い。そのため、惑星ホフの高等教育機関はシンカーズの子弟のためにしか設けられていない。キャピトスの中には何とかして自分の子どもたちをシンカーズに仕立て上げようと努力する者がみられる。そこで非常に少ない割合であるが、毎年キャピトスの子弟のなかから選ばれて高等教育機関に進む者がいる。キャピトスの子弟のなかには政府機関に就職しようとする者もいるが、文化資本が劣るため面接試験で落とされることが多い。それでもキャピトスは今の惑星ホフの政治システムに満足している。

ドゥアーズは、工場や農場で働く人々である。彼らの給料はアップーズによって低レベルに押さえられている。しかも長時間働かなくてはならない。しかし住む家は保障されるなど社会保障は行き届いている。ドゥアーズたちは政府の許可がない限り惑星ホフの中で自由に移動することはできない。特別なパスを携帯することが義務づけられており、警官の尋問を受けたときにそのパスを持っていないと投獄される。

またドゥアーズたちは、政府設立の学校に入学できない。これは、階層的に社会上昇が望めないことを意味する。ドゥアーズたちにはそれぞれ決まった仕事が与えられ、それさえできればよいということになっている。ドゥアーズが国政を批判するようなことはほとんどない。そのようなことをしたときに何が生じるかをよく知っているからである。それはシンカーズやキャピトスも同じである。

惑星ホフの最下層にいるのは、グロンクスという階級の人々である。彼らはいわば奴隷であり、アップーズないしはシンカーズの所有物である。グロンクスの間にできた子どもたちもその主人の所有物となる。グロンクスは売買もされる。料理や洗濯などがグロンクスの仕事である。子どもたちは5歳になると頭に電子機具を埋め込まれる。これによって、主人に忠実なグロンクスが出来上がる。

イ) 惑星ホフのメディアとメディア規制

ここでは、惑星ホフのメディアが銀河連邦の「出版及び放送の自由を守るための規定」(下掲の表4)にかなった状態にあるといえるかどうかを生徒に判断させようとしている。

そのため、次の四つの発問が用意されている。

- ・ 惑星ホフでは、記者はニュース原稿に何でも思ったことを書くことができるのか。
- ・ テレビの場合はどうだろうか。
- ・ 惑星ホフのアップパーズやシンカーズは、銀河連邦の「出版及び放送の自由をまもるための規定」を遵守しているといっただろうか。もし破っているとすれば、どのように規定違反しているのだろうか。
- ・ 惑星ホフのメディアは、どのように変わるべきだろうか。

この後、惑星ホフのメディアについて次のような説明がなされる。

惑星ホフのテレビ局は、シンカーズが経営している。テレビから流されるニュースを書くのもシンカーズである。キャピトスとドゥアーズには、番組をつくったりニュースを書いたりすることは許されていない。

グロンクスを除けば、惑星ホフのどの家庭

にもテレビがある。グロンクスは貧しくてテレビを買うことができないのである。ただし、バーや図書館に行けばテレビを見ることができる。

どのテレビ番組もまたニュースも、事前にシンカーズからなる特別委員会の検閲を受けなければ放送できないことになっている。このきまりはアップパーズとの間で結ばれたものであり、運用は非常に厳格に行われている。

番組内容の判定は次のようなきまりによって行われる。

- ・ シーザーやアップパーズを批判してはいけない
- ・ 惑星ホフの在り方を変えるべきだというような考え方を放送してはいけない
- ・ ひどいことばや人を傷つけるような映像を流してはいけない
- ・ ニュースはアップパーズがよしと認めたように構成して流さなくてはならない
- ・ 惑星ホフの国民が自分たちのくらしはよいと思えるような番組を作らなくてはならない

こうしたルールに従わないとどんな番組も放送することができない。ルールを破ったときには、制作者は逮捕されることもあり得る。

表4. 銀河連邦「出版及び放送の自由をまもるための規定」

項目	規定内容
見解表明の自由	いかなる見解であっても、それが暴力を引き起こしたり人種間の憎しみを煽ったりするおそれのない限り、自由に出版することも放送されることも認められなくてはならない。
メディアの所有	メディアは、特定の個人ないし階級に占有されてはならない。それはメディアが表明する見解を限られた偏ったものにするからである。
報道者たちの独立性	メディアで働く人々は、政府やメディアの所有者から独立してはならない。政府やメディアの所有者はいかなる影響も報道に従事する人々に及ぼすべきではない。
出版・報道の自由	メディアは、公衆に知らせるべきことは自由に報道できるべきである。
メディアに対する不服申し立て権	人々はメディアが虚偽の報道をなした場合には、不服を申し立てることができる。

ウ) 「報道の自由」とプライバシーの保護

ここでは二つのことが学習内容とされている。一つは、個人のプライバシーとかかわって報道の自由がどの範囲まで許されるべきものかということである。今一つは、報道の自由に対する政治権力の統制が危険であることに気づかせようとするものである。

すなわち、報道の自由が政治権力から守られなくてはいけないということ及び個人がメディアから守られなくてはいけないという二つのことに気づかせようとしているのである。

② 「メディア学習」の視点からの検討

5.5 を「メディア学習」の観点から整理してみよう。

ア) とイ) において、主として学ばれているのは「生産」の視点である。ただし、メディアは何を売っているのかという「経済学的視点」、*“一つの情報がわれわれに届くまでにはいろいろな人々の働きがある“*という「組織論的視点」、また”どのような技術を駆使して情報を生産しているのか“という発問に対応する「技術的視点」からの学びはない。

他方、「法学的視点」及び「政治社会学的視点」は学ばれている。惑星ホフのメディア単元では、「どのテレビ番組もまたニュースも、事前にシンカーズがつくっている特別委員会が一度みて放送してもよいと判定されなければ、放送できないことになっている」という上位のきまりがあることが記述されている。さらに放送してよいかどうかの判定は「アップーズやシーザーを批判してはいけない」など四つの規定に基づいて行われていることも記述されている。これらはメディアが法的規制の下にあることを示し、「法学的視点」の習得につながるものである。

他方、「政治社会学的視点」については次のことより学習事項があることは明らかである。すなわち「アップーズがよしと認めたようにニュースを構成して流さなくてはいけない」

という規定の存在が示され、これによって「メディアが作成する情報に大きな影響を及ぼすのは誰か」という「政治社会学的視点」が学ばれるようになっているのである。

これに対してウ) においては、「メディア学習」が行われているのではなく、言論の自由や報道の自由の大切さが学ばれているというべきであろう。確かにメディアは個人のプライバシーを暴いたりするなど負の側面を持っている。しかし、メディアが政治権力の規制のもとにおかれたときにはわれわれの暮らしがいびつなものになること、したがって政治権力にメディアを統制させないことの大切さがここで説かれている。すなわち、「政治権力とメディアとの関係のあるべき姿についての学習」部分ということができよう。

したがって、ア) とイ) を「事実の学習」あるいは“社会科学”の学習部分と呼ぶなら、ウ) は「規範・当為の学習」の部分ないしは「政治倫理の学習」の部分と呼ぶべきである。

さらに、この 5.5 ウ) は、それに続く発展節 **Freedom of the press** において「報道の自由」の濫用がどのような結果をもたらすのかを認識させた上で、政府によるメディア規制がどのようなものであるべきなのかを考えさせるという学習内容・活動によって補われている。

これらの学習内容・活動は、シチズンシップ科「メディア単元」が単独「メディア学習」など先行の諸実践から受け継いだものではなく、特有のものともみることができる。

ここまで見てきたように、単独「メディア学習」は社会科学的学習の域内にとどまっている。これに対してシチズンシップ科のものとして設けられた本単元においては、民主主義のもとメディアと権力、メディアと個人のあるべき関係性を追求するという学習が加えられている。これらは「シチズンシップ」科という民主主義の担い手を育成するための教科目であるからこそ付加されたものとも考える

ことができるのである。政治的リテラシーの土台に確固とした政治倫理があるべきだと考えるなら、ここで政治的リテラシーの学習が行われていると見ることができよう。

V おわりに

前章までで英国の教科書 *This is Citizenship 1* におけるメディア単元の構成がどのようなものになっているかが明らかになった。

本論における論考は、次のような作業仮説のもと進められた。すなわち、英国ではシチズンシップという教科の誕生以前に「メディア学習」が存在し、「メディア学習」コースあるいは **English** という教科のなかでカリキュラム開発や授業開発が行われてきた。こうしたものとシチズンシップ科における「メディア学習」とを比較することによって、シチズンシップという教科における学習内容の独自性が具体的に析出されてくるであろう（市民・国民科としてのシチズンシップ科の単元構成の特徴の一つの析出）。さらにそれは、市民・国民教育という側面からもメディア関連学習という側面からも、わが国の社会科メディア関連学習の質を高め得るものであろう（社会科メディア関連学習改善の手がかり）。

本論のこうしたねらいは達成されたものと思われる。*This is Citizenship 1* では政治倫理学習を従来からの「メディア学習」に融合させていることが明らかになったからである。

今一度、*This is Citizenship 1* の「メディア学習」単元の全体構成を振り返ろう。それをみやすくしたものが本論末の表5である。

この表から明らかなように、5.1 の導入段階において、子どもたちに自分たちの日常がいかに深くメディアと結びついているかに気づかせ（ここで、いわば日常的な知識が学ばれている）学習意欲を喚起した後、5.2 から5.4 において、これまでの「メディア学習」

の成果が学ばれている。この部分は社会科学的学习である。ここでメディアが発信するテキストやメディアを見るための概念の学習が行われているのである。

概念「ことば」では「ことば」の歴史は扱われていない。今、生徒が見ている広告や写真の説得技法を見破る力をつけることが第一とされており、「ことば」の歴史は有用ではないと判断されたからであろう。つまりアカデミックな知ではなく実践的な知が重視されているのである。

「表象」では、メディアがある社会集団の「ステレオタイプ化」を行うという学習がみられない。

メディアという情報の生産者に対しては「同一の事件などに対して、新聞社によって異なる見解を持ち」などというように政治社会学的視点が学びの対象となっている。

他方、まったく学習の対象とされていないのが「情報の受信者」に関する見方である。したがって、自分はなぜこうした見方・感じ方・ものの考え方をするのか、誰にあるいは何に影響されているのかといったアイデンティティ探求の機会が生徒には与えられていない。社会科メディア関連学習のカリキュラム構成に当たっては、この点について配慮すべきである²⁸。

さて5.5 では、さらにメディアの所有者などについての記述がなされ、メディアを見るための概念の学習が一層深められている。したがってその部分も社会科学的学习であるが、先に見たように惑星ホフという仮想社会がとりあげられ、英国社会そのものを扱うことは避けられている。英国社会という現実には複雑であること、また英国という実社会に存在するメディアを所有している社会階級を特定することなど困難であろうし、どの集団の声が反映されることが多く、逆にどれは反映されていないかなどを特定することも難しいからであろう。実証の知ではなく、あくまでもモ

デル的な「見方」が教えられているのである。

この 5.5 において「政治倫理学習」がはじめて登場する。これは、単独「メディア学習」には見られない契機である。

すなわち 5.5「惑星ホフのメディアを支配しているのは誰か？」及び発展節「報道の自由」の部分に当たる。

メディアを法規制の下に置くと、社会を健全に保つためにはメディアと権力との関係をどうしたらよいか、個人のプライバシーや名誉との関係でメディア規制をどのようにしたらよいかという 2 点が学習内容とされているのである。

先に述べたように、**確固とした政治倫理こそが政治的リテラシーの根底にあるべきもの**だと考えるなら、この部分はまさに**政治的リテラシーの土台の学習**だといえることができるのである。

このように *This is Citizenship 1* の内容構成を分析してみると、わが国の社会科メディア関連学習は、社会科学的学习の側面が不十分であり、政治倫理学習が欠けているということがみえてくるのである。

以下、今後の課題について簡単に述べたい。

まず、表 5 における「社会科学的内容」、すなわち社会科学的内容が豊かな社会科メディア関連学習の創出をめざすことである。

わが国の社会科では、学習指導要領にしたがうものほど、上述のように“概念:「生産者」”を組織論的視点からのみ学ぶだけのものになっている（小学校の場合）。

そのような場合、テキストの構成性やその背後にあるメディアと社会勢力との結びつき

といった政治社会学的視点やメディアは情報や娯楽を商品としている企業であるといった経済的視点が学ばれるようになっていない。

テキストの構成性に気づかせようとする授業実践が国の場合にも見られるが、メディアと国家の関係はどうあるべきか・メディアから個人はどのように守られるべきかという政治倫理的な学習になるとほとんどみあたらないのである。

他方、中学校の場合には「メディア関連学習」は、社会が情報化されていることを学ぶ点にのみ矮小化されていた。

学習指導要領が最低基準であることが文科省によって宣言されてから久しい。時間さえ生み出すことができるなら、学習指導要領に示されたもの以上の事項を加えて単元構成ができるはずである。

筆者の今後の課題は、シチズンシップ科「メディア学習」を *This is Citizenship 1* を超えてさらに広範に探究していくこと、そしてそれをもとにわが国の社会科メディア学習を一単元としてではなく、社会科カリキュラムのなかで具体化していくことである。

本論は、『平成 16～18 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (1) 研究成果報告書』(研究代表者 水山光春) に寄せた「メディア教育とシチズンシップ」をもとに書き直したものである。

表 5 *This is Citizenship 1* 「メディア学習」の単元構成

節	学習内容	主 発 問 と 目 標	習得される「メディア学習」の概念
---	------	-------------	------------------

5.1	日常生活的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「私たちが日常触れるメディアにはどのようなものがある？」 ○ 「私たちはそれぞれのメディアをどう利用し、そこからどのような情報を得ているか？」 ■ 興味・関心の惹起：われわれの暮らしの隅々までメディアが入り込んでいることに気づかせるとともに、本単元の学習について興味を引き出す。 	
5.2	社会科学的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広告の目的は何？」 ○ 「広告において用いられているテクニックにはどんなものがある？」 ■ <u>メディア研究視点の獲得</u>：広告において用いられているテクニックについて知るとともに、それらはメッセージを届きやすくするためのものであることに気づく。すなわち、広告にはメッセージが込められていることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ことば」の効果
5.3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新聞に書かれていることは事実だけだろうか」 ○ 「すべての事実が書かれているのだろうか」 ○ 「この記事は誰の視点に立って書かれているのだろうか」 ■ <u>メディア研究視点の獲得</u>：新聞には事実と意見の2つが書かれていることを理解するとともに、作業を通じてそれを見分ける力を育成する。 ■ <u>メディア研究視点の獲得</u>：同一の事件などに対して、新聞社によって異なる見解を持ち、その見解に応じて記事が構成されていることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「客観性の装いの解体」 ・「表象及び価値観の同定」 ・「政治社会的視点」 ・「客観性の装いの解体」

5.4		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新聞や雑誌にある写真は真実や事実だけを写しているのか」 ○ 「写真にメッセージを込めようとするならどんな選び方をするのがよいか」 ■ <u>メディア研究視点の獲得</u>：写真には、それを写したもや使用したもののメッセージが込められていることを理解する。 ■ <u>メディア研究視点の獲得</u>：近年はコンピュータ技術の発達により、そうした写真を合成しやすくなり、いろいろなところで使用されていることに気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「客観性の装いの解体」 ・「生産」視点の基礎 ・「ことばの効果」
5.5	政治倫理的なこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「惑星ホフのメディアは銀河連邦の規定を遵守しているか」 ○ 「惑星ホフのメディアはどのように変わるべきか」 ○ 「政府が報道を規制しないことは、なぜ大切なのか」 ○ 個人のプライバシーの保護はどう考えるべきか ■ 政治権力とメディアとのあるべき関係について見識を深める。 ■ 個人のプライバシー保護とメディア規制のあり方について見識を深める。 	
発展節		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「報道の自由の名のもとに何が行われているか」 ○ 「それらは許されてよいことか」 ■ 報道の自由のあり方について見識を深める。 	

凡例 ○＝発問、■＝目標

註および引用文献

¹ Culshaw, Chris 2003 *Citizenship in Focus Media Matters*, Harper Collins Publishers Ltd., p.1. トピック・ブックは授業でよく使われるという。日本の副読本や読み物資料に該当する。ちなみに「独立の……」の訳は、原文の any の意識である。歴史や地理のなかにシチズンシップ教育の要素を入れて行ってもよいし、discrete subject として行っても

よいという通達を意識しての any と解釈して意識した。
² *THIS IS Citizenship* (Terry Fiehn, 2002; John Murray (Publishers) Ltd) を教科書とせずにテキストブックとしたのには理由がある。わが国の「教科書」定義に比して英国のそれははなはだ曖昧である（木村浩『イギリスの教育課程改革』東信堂、2006、94頁）。ただ、「わが国の教科書に近い」（木村、同前）のが class text と呼ばれるものであり、*THIS IS*

Citizenship は、これに該当する。

³ 戸田善治 2000 「イギリスにおける『市民科』の誕生」, 日本社会科教育学会『社会科教育研究』別冊, 61-66頁。

⁴ 栗原 2001 「英国における市民性教育の新しい展開」, 日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 86。

⁵ 藤原孝彰 2006 「アクティブ・シチズンシップは社会科に必要なか—社会科における社会参加学習の可能性を求めて—」, 全国社会科教育学会「社会科研究」(第65号)、51-60頁。

⁶ 今谷順重 2004 「イギリスで導入された『新しい市民性教育』の理論と方法」, 全国社会科教育学会「社会科研究」(第60号)、1-10頁。

⁷ 成果は、次の報告書としてまとめられた。平成17~平成20年度科学研究費補助金(基盤研究A)報告書『我が国を視点にした英国シチズンシップ教育の計画・実施・評価・改善の研究—地方行政局と大学と学校が連携した教育P D C A開発—』2009年3月。

⁸ 東京都文京区立誠之小学校の木村良平は情報産業の学習に7時間あてている(中野重人編 1990 『5年「第三次産業」授業化のヒント』明治図書、87-97頁)。

⁹ 12単元は次のとおりである。①コミュニケーションと参加の技能を伸ばす ②選択 ③動物と私たち ④私たちに助けてくれる人々(おまわりさん) ⑤多様な社会に生きる私たち ⑥学校をきれいに ⑦子どもの権利(人権) ⑧きまりや法律と私たち ⑨他人のものを大事に

⑩地方自治と私たち ⑪メディア(ニュースって何だろう) ⑫進級を控えて(身の回りで起こる諸問題を解決する力を伸ばそう)。

¹⁰ 九つの単元は次のとおりである。①導入単元(シチズンシップ科で学ぶこと) ②犯罪 ③人権 ④英国(多様な人々・文化からなる社会) ⑤動物を守る法律(地域社会から地球社会の中で) ⑥政府、選挙と投票 ⑦地方自治 ⑧地域社会におけるレジャーとスポーツ ⑨社会におけるメディアの重要性。

¹¹ *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools: Final report of the Advisory Group on Citizenship* (22 September 1998), QCA, p.44.

¹² 平成17年度用『新編新しい社会 5下』東京書籍、16-19頁。

¹³ 『歴史地理教育』の場合、1994年1月号に早くも葉狩宅也(当時、京都府八幡私立八幡第四小学校教諭)の「商品としての情報(CM)」という実践記録が現れた。この実践は授業目標に「影響」、「情報の批判的読解」などがみられる。また「メディアの営利企業性」をつかませていることも読みとれる。したがってメディアリテラシーの影響を受けていることが明らかである。

『授業づくりネットワーク』は、1997年の1月号で「メディアリテラシー はじめの一歩」という特集を組んで4本の実践記録を掲載したのを嚆矢とし、その後もしばしばメディアリテラシーの特集を組んだ。

¹⁴ 英国においてこの考え方を示し最も影響力を持ったのは、1983年にDESが出した報告書、『テレビとテレビ大好きな子どもたち』

Popular Television and Schoolchildren である。ここでは“多くの子どもたちが長時間、様々なテレビ番組をみているという実態がある以上、誰か一人の教師が「テレビ学習」コースをやればすむものではない”ということが論じられている(Buckingham, D. op.cit., pp.89-93)。

¹⁵ 原語は、A separate academic subject である(Buckingham, D. op.cit., pp.87-88)。

¹⁶ 木村浩 同上書、4-5頁。

¹⁷ 志水宏吉 2002 『学校文化の比較社会学』東京大学出版会、39-55頁。コンプリヘンシブ・スクールにおける生徒達の生態についてはBall, S. J. (1981年)の *Beachside Comprehensive: A Case Study of Secondary School*, Cambridge University Press を参照した。

¹⁸ Certificate of Secondary Education. GCEのOレベルに受かるだけの学力のない者にも中等教育修了資格を与えるために1965年に設けられた試験である。1988年にGCEとCSEはともに廃止されGCSE(一般中等教育修了資格試験)が行われるようになった(以上の記述はGordon, P & Lawton, D. 2003 *Dictionary of British Education*, Woburn Press. による)。

¹⁹ バッキンガムは、メディア教育に孕まれる政治的性格や科目としては周縁的なものであることなどを考えるとき、このような措置は当然だったと述べている(Buckingham, D. ibid; p. 89)。

²⁰ Hart, Andrew 1998 *Models of Media Education in England and the Secondary Curriculum for English*, Hart, Andrew(ed.)

TEACHING THE MEDIA, Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, pp.23-56.

²¹ Buckingham, D. op. cit., p.53.

²² Buckingham, D. ibid., p.53.

²³ Buckingham, D. op. cit., pp.54-55.

²⁴ 本文に挙げたものの他に次のような下位概念がある。産業 Industry (メディアの所有者は誰か; メディアはどうやって利潤を上げているのか)、メディア同士のつながり Connections between media (小説などが映画化される時、どういう戦略がとられてヒットするようにされているか)、Regulation (メディアが発する情報を規制しているのは誰か。それは実効性があるのか)、流通・配信 Circulation and Distribution (制作された情報はどのようにして受け手に送られるのか; 受けて側は情報を規制したり選択したりできるのか)、メディアへの影響 Access and Participation (メディアにはどのような人々や社会集団の意見が反映されているのか。逆に反映されていないのは?)。

²⁵ Buckingham, D. ibid, pp.55-57。原語を尊重して「ことば」と訳した。しかしバッキンガムは、language を「人々になじみのあるまた昔から使用されてきたやり方で意味を伝えようとするもの」(ibid. p.55) という定義の仕方をし、コード(約束事)やコンベンションズ(制作作法)を強調しているので「文法」と訳した方がわかりやすいと思われるが、和訳として隔たりが大きすぎるのでそのまま「ことば」とした。

²⁶ Buckingham, D. op. cit., pp.57-59。

²⁷ 5.1~5.5までは、セクション番号が振られているのだが、5.5の後に登場する見開き2ページの「表現の自由」Freedom of the pressには、セクション番号が振られていない。そこで「発展節」と命名した。

²⁸ バッキンガム自身は、メディア学習(特にポピュラー文化に関するもの)をより有効なものにするために「情報の受け手」である生徒たちのテキスト解釈の実態を明らかにしようとした研究をしている(Buckingham, D. and Selfton-Green, J. 1994 Cultural Studies Goes to School, Taylor & Francis Ltd.